

第8回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年1月31日（木）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用443会議室

○司会 それでは、第8回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 規制改革推進室の参事官の石崎でございます。よろしくお願いいたします。

資料を見ていただきまして「第8回 行政手続部会 議事次第」とあります。

本日の議題は3つで、1つは、個人事業主の事業承継についての国交省からのヒアリング。

それから、経団連からの行政手続簡素化の取組に関する要望について。

それから、中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について。

この3点であります。

ページをめくっていただきますと、まず、国土交通省のほうで、事業承継の手続の簡素化に関するスキームの説明というのがございました。

資料1の3～4ページ目でありますけれども、国土交通省の建設業法では、事業承継のときに、改めて新規の許可を取り直さなければならないと。そうすると、事業譲渡をしたりとか、相続をしたりとかする場合に、新規の許可の取得に必要な期間に空白が生じてしまうという課題が生じている。

ちなみに言うと、事業承継の手続の簡素化につきましては、参考資料1にありますけれども、行政手続部会、昨年10月22日に個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化についてということで、17ページ目に「5. 改善案」とありますけれども、相続等に限って許認可を認める法律についても、相続以外の場合も簡単に事業承継ができるような制度を構築すべきではないかという提案をしております。それに対して、国土交通省さんのほうで、事業承継に関する規定を整備するという事になっております。

国土交通省の建設業法は、若干違うのは、飲食業とか幾つかの法律が、相続の場合は、一定の手続が届出でできるという相続規定が設けられているのですけれども、国土交通省の建設業法のほうは、そもそも相続規定もないという中で、4ページの真ん中にありますとおり、まず、相続のときに死亡後、認可を受ければ、先代の地位を承継できるという相続規定を設けると。

それから、相続以外の事業承継は、上にありますけれども、事業譲渡当日に許可が承継できると、個人も生前の承継が可能となる。

それから、相続であっても、相続でなくても手続としては、これは、赤と黒が見にくく

なっているのですけれども、20/29、大体3分の2ぐらいの書類については、不要もしくは変更がなければ不要になると添付書類等も簡素化すると。

そういうことで、最後に※印がありますけれども、現在検討中のスキームでは、この変更の可能性があるということです。結論的に言うと、建設業法について、事業承継について、かなりの事業承継が可能となるような制度というのを、今、検討していますと。

ただ、内閣法制局等と議論しているの、まだ固まったものではないということであり、また、検討中であるというのが国土交通省のほうから説明があったというのが最初の議題であります。

その次の議題は、資料2-1、2-2ですけれども、行政手続部会でも、これまでも経済団体から行政手続の簡素化についての要望というのを受けているのですけれども、それについて、これから各省さんと議論していくに当たって、より具体的にお話をしたいということでお聞きしたのは、経団連からの説明であります。

資料2-1は、従業員の住所氏名変更に関する社会保険事務の改善というのですけれども、従業員が引っ越したりとか、結婚して名前が変わったりしたときに、1ページ目の上段にありますけれども、今は自治体にも転出・転居届出を出さなければならないし、事業者経由で異動届出とか氏名変更届出を出して、それをそれぞれ事業者が年金、協会けんぽでしたり、健保組合、ハローワーク、それぞれに届出を出しているというのが現状なのですけれども、提案としては、自治体に住所氏名変更届出を出せば、後は住基ネットのほうで異動情報のみを年金、協会けんぽですとか、健保組合、ハローワークに提出すると、そういった仕組みを構築してほしいという要望でありました。

細かく言いますと、2ページ目ですけれども、年金については、既にそうなっているのですけれども、それ以外の手続についてもそうしてほしいというのが要望のその1であります。

資料2-2でありますけれども、1. というのは、社会保険業務の業務制限の見直しということでありまして、これは、一昨年から行政手続部会でも議論になっているのですけれども、大手の企業は、社会保険の業務に関して、自分の会社ではなくて、別にシェアードサービス会社というのを設立して、そこで給与の管理とか、総務ですとか、それから、社会保険の各種の手続をやっているのですけれども、今、グループ会社といっても別会社なものですから、そうすると、社会保険労務士法上、代理、代行行為は社会保険労務士以外にできないという業務制限規定というのがありまして、グループ内のシェアードサービス会社は、そこでいわゆるアウトソーシングして社会保険業務を行うと、社労士法違反になってしまうということに対して、例えば、シェアードサービス会社の中に勤労の社労士がいる場合は、企業グループ内の社会保険業務の手続ができるようにしてほしい。それが要望の第1であります。

それから、次のページですが、健康保険組合におけるJ-LIS利用といいまして、健康保険組合は、マイナンバーを健康保険にはくっつけることになっているのですけれども、それ

について、従業員から一々集めるのではなくて、これは、健康保険組合が事業者経由、要するに日立の健康保険組合だったら、日立が従業員からマイナンバーを集めているのですけれども、そうではなくて、J-LISは住基ネットを管理している団体ですけれども、住基ネットを確認することによって、マイナンバーを確認できるようにしてほしいというのが要望の2であります。

要望の3も似たような要望でありますけれども、個人番号と基礎年金番号とのひもづけに関する負担軽減といいますけれども、今、行政の番号は、個人番号、マイナンバーのほか基礎年金番号とか、雇用保険番号とか、健康保険番号とか、いろんな番号があって、それを従業員から事業者が確認しているのですけれども、それについて、それも非常に大きな負担であるので、そのあり方を見直してほしいというのが3番目の要望であります。

4番は、行政手続に関する登録・届出手続の一本化ということで、幾つかの営業の許可に関して、都道府県ごとに届出を行っているのに関して、都道府県別に届出を行っているのを全国で一本化した届出というのが行えないか、そんなところが議論になっております。

その次の3番目の議題が「重点分野『補助金』の取組方針（案）」、資料3でありますけれども、これは、既に1月11日に行政手続部会で示した方針でありまして、どういう方針かという、今、経産省のほうで補助金申請システムというのをつくってしまして、そこに経産省の補助金、それから、経産省以外の各省の補助金、それから、希望する自治体の補助金、そういうのを搭載しようということ。

そうすると、会社情報とかが一度入力すれば、他の補助金申請にも使えるというような仕組みなのですけれども、それについて、各省の補助金ですとか、自治体の補助金、そういったところを巻き込んでやっていくべきだという取組の方針を示しまして、各省と協議した結果、そういうことでやっていこうという話がまとまったということでありまして、これが1月31日、本日、一応、取組の方針としてまとめたものであります。

大体私からの説明は、以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属を言っていただいでから御質問をお願いいたします。

○記者 ニッキンのタチバナと申します。

取組方針の（案）は、今日（案）がとれて正式に決まりましたということなのでしょうか。

○石崎参事官 ※印の下のところで、農水省と経産省で少し調整すべき事項がありますものですから、それについて、今、議論中なので、その話がつけば、完全な（案）とれになります。ほぼ（案）がとれた状況なのですけれども、1つディーテルの論点がある、それが終わったところで（案）がとれるということになります。

○記者 まだ正式に固まったことではないと。

○石崎参事官 厳密に言えば、ここの番号がついているところは固まったのだけれども、

無印のところは固まっていないということでもあります。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

○記者 すみません、ちょっと不勉強で、キャッチアップできていないところもあって恐縮なのですが、あと、この部会で俎上に上げないといけないような分野というのは、どれぐらい残っているのですか。

○石崎参事官 もともと、これは、2年前の3月に開始した取組で、行政手続コストを20%削減するというので、各省に簡素化の計画というのを、2年前の6月に作ってもらって、それが着実に実行されているとか、追加すべきところがないかということで、チェック・アンド・レビュー、点検作業をやっているのですけれども、3月、4月ぐらいに2年目が終わったところでの点検作業が行われる。これが、一番大きな課題であります。

3年目の取組の中の丸2年が過ぎたところということですので、残りの1年間の計画を示していただくというのが一番大きな点であります。

あとは、御案内のとおり、個別の論点として、個人事業主の事業承継とか、あるいは補助金とか、社会保険とかのID/パスワード化とか、業務のワンスオンリーとか、事業者の要望を受けながら、それぞれをやっていく。

○記者 3月、4月までにあと何回ぐらいやって、どのぐらい。

○石崎参事官 月に数回ずつやるということで考えております。一応、規制改革推進会議全体が、答申が大体夏、去年は6月に出しましたけれども、今年は何月に出すか、いずれにしても夏に出しますから、それに向けて取りまとめ作業を行っていくということになります。

○記者 時事通信です。

資料3の部分なのですが、この方針（案）というのは、今回が初めてこの形で出てきたのですか。

○石崎参事官 方針（案）は、1月11日にほぼこれと等しいものが出ております。

それは、委員にまず御検討をいただいて、それを各省にお示しして、意見等がないかということを確認して、結論的に、ほとんど意見がなかったのですけれども、一応、この1から5までは、ほぼほぼなかったということで確定したということになります。

○記者 本当に不勉強でごめんなさい。

建設業者の個人事業主とは、一般的にどういうイメージなのですか。

○石崎参事官 大工さんとか、左官屋さんとか、数名でやっておられる方、お一人でやっておられたり、夫婦で経営されている方もいますけれども、数名でやっておられる方、そんなイメージです。

そういうところが、例えば、大工さんが親子でやっていたときに、お父さんが亡くなられたときにどうするかとか、あるいは、自分の会社ではないのだけれども、息子が大手の建設会社か何かの課長さんか何かから帰ったときに、後を継ぐときに簡単にできるようにする、平たく言うと、そんな感じです。

よろしいですか。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、これで、第8回「行政手続部会」の記者会見を終了いたします。
ありがとうございました。